集配ハ會長ノ器デハナイ 私ハ目下保釋中デアツテ來ル二十七日ニ公判ガアルソノ公判ノ結果何年監獄ニ行クカ知レナイカラ會長ノ就任ヲ斷リマシタガ然シ非常ニ勸メラレマスノデ會長ヲ引受ケタ様ナ次第デス 私ガ會長ノ職務ヲトルコトガ出來ルカ否カハ諸君ノ御努力如何ニヨルト思ヒマスドウカ應援シテ下サイ

集村ハ開會ヲ宣シタ時ニ午後五時四十五分

（代議員七十四名ト事ヲアルガ午後ニ代議員七名ヤツテ來タ）

日本労働総同盟 関西労働同盟会々則改正案

第壱章 総則

1、本会は日本労働総同盟関西労働同盟会と称す。

2、本会は日本労働総同盟に加盟せる労働組合を以て組織す。

第弐章 目的及事業

3、本会は日本労働総同盟の綱領、宣言、主張、の貫徹を期すると共に、本会加盟組合の利益を増進し、運動上の連絡、統一を図るを以て目的とす。

4、本会は前条の目的を達する為めに、左の事業を行ふ。

一、宣伝教育 二、出版、三、職業、

一、会費完納会員百名未満の組合は二名、
二、〃 五百名未満の組合は五十名毎に一名、
三、〃 五百名以上の組合は五百名までは二項に依り五百名以上は百名を増す毎に一名、
但し端数半数以上に達したる時は一名を加ふ

8、理事会は本会役員並に組合選出の理事を以て組織し緊急事項を協議決定す。

9、理事は左の標準に依り各組合より選出すこととす

一、一千名以下の組合 二名
二、一千名以上二千名以下の組合 三名
三、二千名以上三千名以下の組合 四名

10、大会及び理事会の議長は会長之れに任じ議事は出席者の多数決とす。

第四章 役員

11、本会は毎年の定期大会に於て左の役員を選挙し大会及び理事会の決議を執行せしむるものとす。役員の任期は一ケ年とし再選を防げず。

一会長一名、副会長一名、主事一名、
一会計一名、

12、理事会は其の決議により有給書記を置くことを得。

移リ同社ヨリ筆手澤計七座長席ニ[illegible]